

令和7年度 建設業事業者向け説明会



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

留萌労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 改正労働安全衛生規則について





1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日(確定値)

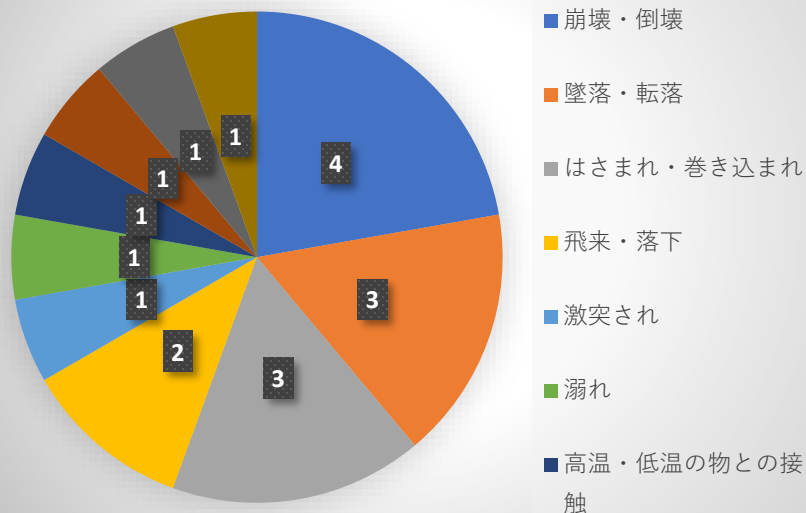
区分 業種別		令和6年確定値			令和5年確定値			対前年		業種 割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
留萌労働基準監督署	全産業計	1	57	58		78	78	-20	-25.6%	100.0
	製造業		10	10		11	11	-1	-9.1%	17.2
	建設業	1	9	10		9	9	+1	+11.1%	17.2
	林業		2	2		0	0	+2	*	3.4
北海道労働局	全産業計	48	8585	8633	51	9004	9055	-422	-4.7%	100.0
	製造業	7	1114	1121	4	1141	1145	-24	-2.1%	13.0
	建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2%	9.9
	林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2%	0.9



労働災害発生状況について

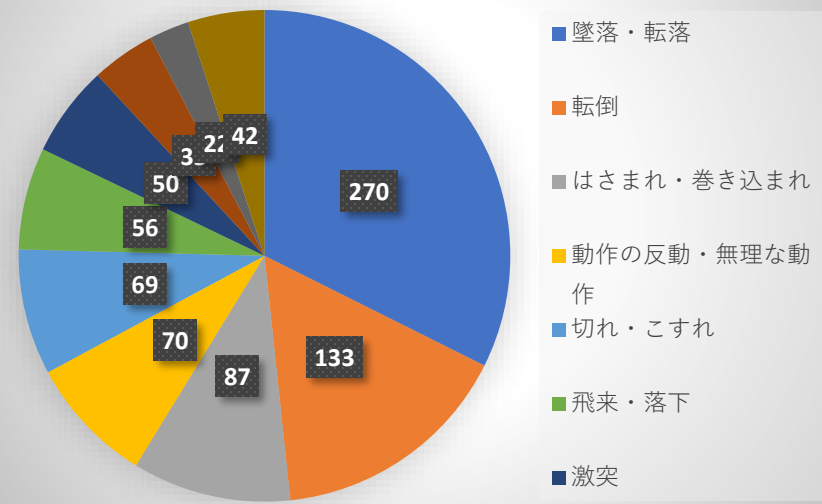
北海道内の建設業における労働災害の内訳について(令和6年1月～令和6年12月)

死亡事故件数



崩壊・倒壊 4件
 墜落・転落 3件
 飛来・落下 3件

休業件数



墜落・転落 270件
 転倒 133件
 はさまれ・巻き込まれ 87件



令和6年に留萌署管内で発生した死亡労働災害

は さ ま れ 、 巻 き 込 ま	建 設 機 械 等 1 4 2	被災者は、道路の横断管改修工事現場にて、ドラグ・ショベルのバケット付近で作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが被災者方向に移動してきたが、地盤の状態によりドラグ・ショベルの停止直後に機体が前方にずれ、被災者がドラグ・ショベルのバケットと付近に置かれていた締固め用機械との間に挟まれたもの。
---	--------------------------------------	--

原因

ドラグ・ショベルに接触することで危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたこと。

対策

労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない。
※令和7年4月1日からは「作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること」も措置義務となりました。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に積極的に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 2027(令和9)年の死亡災害を10%以上減少させる。
 - ◆ 2027(令和9)年の死傷災害を減少に転じさせる。
- ※ どちらも2022(令和4)年との比較



2 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標(北海道労働局版・建設業について)
 - ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%(総合建設業については90%)以上とする。
- ◆ 上記目標の達成により
 - 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して20%以上減少させることを期待される効果として想定し、計画で定める実施事項の効果を検証する指標として設定している。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

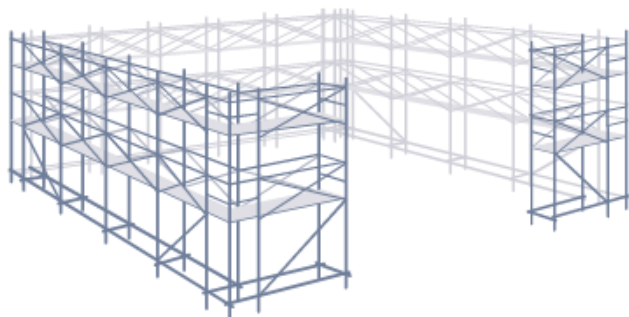
2. 重点業種における労働災害防止対策の推進(建設業)

◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への**囲い、手すり等**の設置、**墜落制止用器具**の確実な使用、**はしご・脚立等**の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- **車両系建設機械等との接触防止**、移動式クレーンの荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。
- 局署においては、発生すると重篤な災害となる**車両系建設機械等**との接触防止、移動式クレーンの荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止対策のため、集団指導、パトロール等を実施する。

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

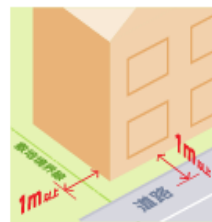
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり壁方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

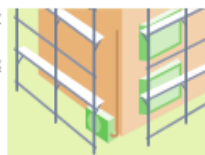
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

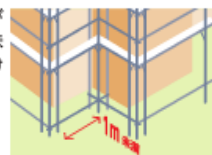


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



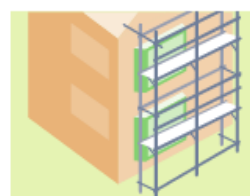
・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※図の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して表示しています。

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)



改正された労働安全衛生法

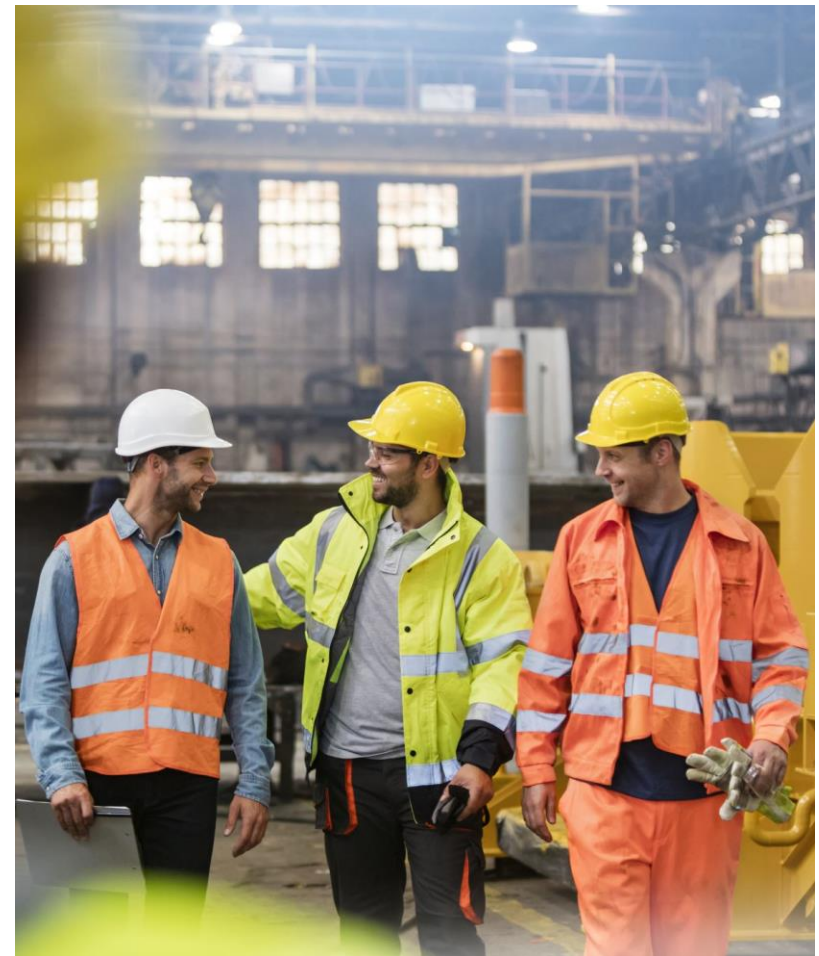
- 1 個人事業者やフリーランスへの対応
- 2 熱中症対策の義務化
- 3 電子申請の義務化
- 4 メンタルヘルス対策の強化
- 5 化学物質対策の強化





個人事業者やフリーランスへの対応

- 施行日: 令和7年4月1日
- 目的: 一人親方やフリーランス等の労働災害防止と安全確保
- 対象
- 一人親方、個人事業主、フリーランス、建設業などの請負作業
- 必要な措置
- 危険箇所等への立入禁止、喫煙等の火気使用が禁止、事故発生時等に労働者を退避などの措置をとる場合、その場所で作業を行う労働者以外の人も対象とすること。
- 保護具等を使用させる義務がある場合、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること。



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者にも義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び压力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

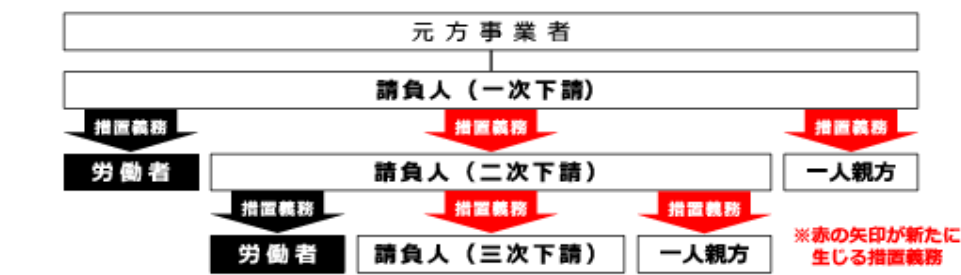
重要

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》
危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》
事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
- 周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が請ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。



熱中症対策の義務化

- 施行日：令和7年6月1日
- 目的：職場における熱中症による労働災害防止（一人親方にも適用）
- 事業者の義務（条文を一部抜粋）
- ・作業に従事する者が**熱中症の自覚症状を有する場合又は熱中症の疑いがあることを（中略）他の者が発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、（中略）体制を周知させなければならない。**
- ・**作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、（中略）内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。**

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディルの使用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

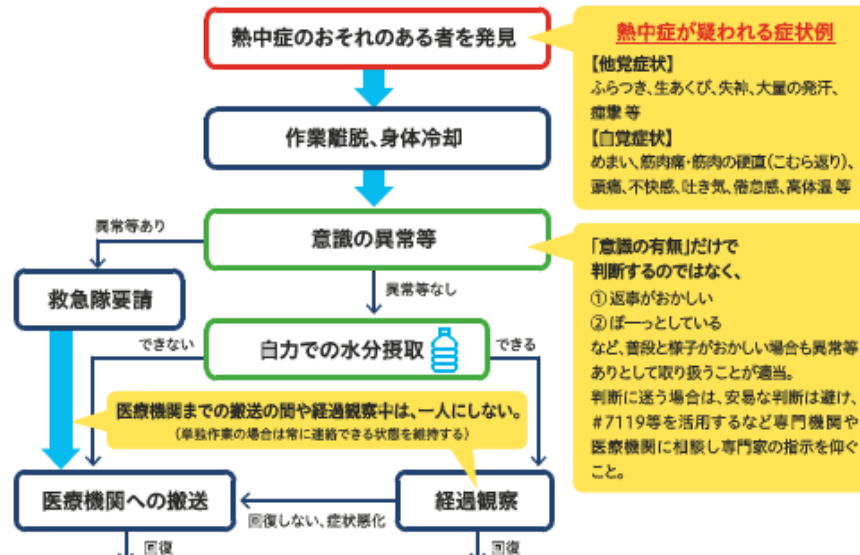
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

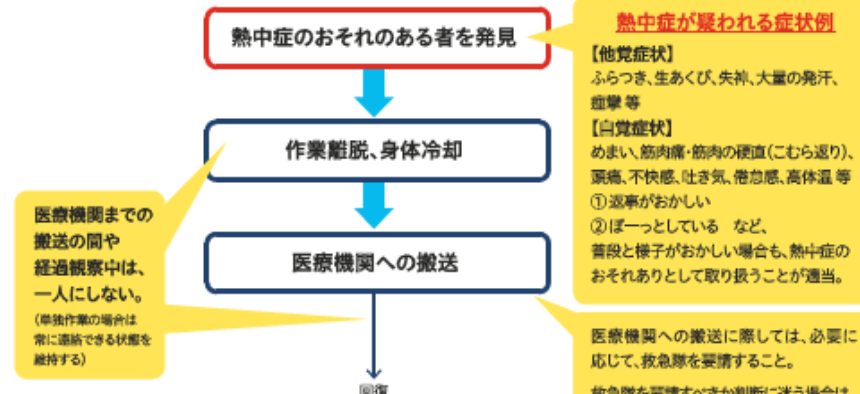
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、
痙攣等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、
#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、
痙攣等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、
#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



労働安全衛生法 電子申請義務化の概要

施行日: 令和7年1月1日

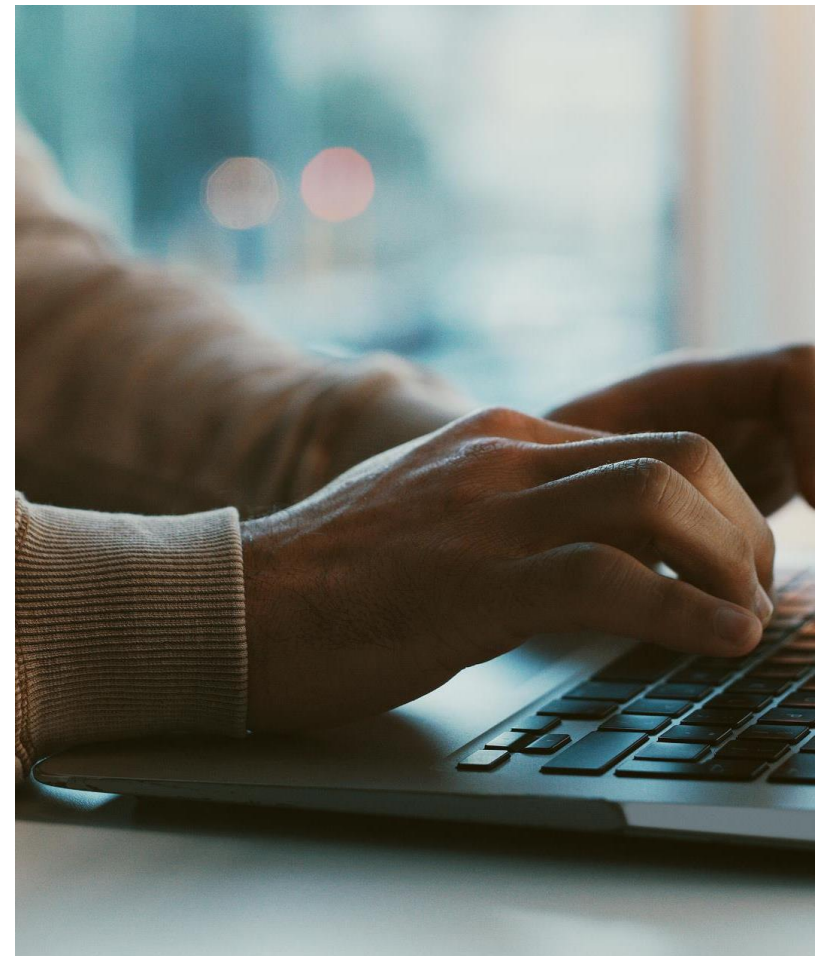
目的: 労働安全衛生管理の効率化・
透明性向上

電子申請の主な対象

- ・労働者死傷病報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
等

メリット

- ・提出の簡便化
- ・記録管理の効率化
- ・迅速な行政対応



事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切創
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



電子申請に便利な入力支援サービスのご案内